

第 12 回 協 議 会

(平成 1 5 年 9 月 3 0 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 1 2 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 5 年 9 月 3 0 日

開催場所 西伯町役場 2 階会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 会見町公民館長 潮 千博
会見町建設課長 米澤 睦雄 会見町総務課長 米原 俊一
西伯町総務課長 藤友 裕美 西伯町建設水道課長 藤原 良一
会見町人権施策課長 岡田 好弘 会見町町民生活課長 野口 晃
会見町教育委員会次長 永江多輝夫 西伯町教育委員会次長 長尾 健治
会見町教育委員会次長補佐 宇田川 学 西伯町教育委員会主幹 加藤 晃
西伯町町民生活課長補佐 亀尾 隆志 西伯町中央公民館主幹 池田 明美
西伯町中央公民館主幹 古曳 正之

(開 会 13時35分)

奥山合併推進室長 それでは、全員お揃いのようにございますので、ただいまから協議会を開会させていただきたいと思います。

皆さん、こんにちは。委員の皆さん、傍聴者の皆さん、本日の第12回合併協議会にお出かけいただきましてありがとうございます。

9月も最終日になりまして、本日は来年の平成16年10月1日の新町発足までちょうど1年前となりました。引き続きまして合併の取り組みに御協力をお願い致したいと思えます。

ただいまより西伯町・会見町合併協議会第12回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。鳥取県市町村振興課分権推進室長の亀井委員は、欠席でございます。したがって、現在、委員17名のうち16名の方が出席でございます。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定によりますと、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。従いまして、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりご挨拶をお願いいたします。

坂本会長 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

委員の皆様方には今日は大変すがすがしい天候にもなりまして、農繁期の最中でありまして、お忙しかったと思えますけれども御参集をいただきまして、本当にありがとうございました。

9月の9日に第11回会議を行いまして、約1カ月近く経過いたしました。それぞれの町で9月議会も開催になりまして、会見町では昨日終わったようでございますけれども、合併問題についてもいろいろ御議論をいただいたのではないかとこのように思っております。

合併につきましては、周辺では随分いろいろな動きがあるわけでございます。特にびっくりいたしましたのは、天神川流域では三朝町さんが合併協議会から抜けると、こういう動きがございまして大変びっくりしたわけでございますけれども、会見町さんにおかれまして、住民の皆さんからの請求を24日だったでしょうか、議会の方では否決なさいまして、今後署名活動というようなことに進むのではないかとこのように思っております。それだけ真剣に皆さんが町の未来のことを考えておられるということでありまして、その分、この協議会の責任は余計に重くなったような気がして受けとめておるわけであります。

今日までの経過の中では、いろいろと御協力をいただきまして、本当に遠いところに、高いところに、また深いところにこの協議会は行き着いているというように思っておりますけれども、やはり大きなところで合併の実を上げるためにはどうしたらいいのかというような、大きなところでひとつ妥協もお願いいたしまして、さらにまた協議の進行に向けて御協力をよろしくお願いを申し上げたいというように思うわけでございます。

今日は人権同和対策業務などにつきまして予定しております協議事項、さらに教育部会の文化振興、社会教育業務というふうなことで提案予定をいたしております。ひとつ限られた時間でございますけれども、御審議に御協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。開会に当たってのご挨拶にかえたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

奥山合併推進室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 それではそういうことで、私の方で進めさせていただきます。

まず、議事録署名委員の指名でございますけれども、磯田順子委員さん、橋谷守江委員さん、御両名をお願いをいたしたいと思っております。

それと、お諮りいたしたいと思っております。予定では協議事項から入るようになっておりますけれども、実は教育委員会の方でいろいろ後につかえがあるようでございまして、提案事項のこの教育部会の文化振興業務あるいは社会教育業務についてを先に御協議をいただきまして、その後に4番の協議事項に入らせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それではそういうことで、提案事項の方から先に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

教育文化部会、振興業務について事務局の方から提案してください。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の12ページをお開きいただきたいと思います。

提案事項第1号、文化振興業務の取り扱いにつきまして提案をいたします。新町におけます文化振興業務の取り扱いについては別紙提案事項のとおりでございます。

説明につきましては、教育部会、会見町教育委員会の宇田川補佐の方より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 宇田川補佐。

宇田川補佐 そうしますと、後ろの方からですけれども、2町の施策の調整方針について、資料を見ていただいておりますけれども、項目別に調整方針を申し上げたいと思います。既に現況については資料を見ていただいております、御了解いただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは最初に、文化財保護委員につきましては、課題はその定数、報酬等でございますけれども、委員数、両町とも7名でございます。合併時に委員数7名、これらの方々については新たに委嘱する形をとらせていただきたいと思いますというふうに思います。任期は2年、報酬については、総務企画部で全体の報酬審議を行われるというふうに聞いております。その中で決定するというふうにしております。

続きまして、文化財の現況につきまして、見ていただきますと両町たくさんあるんですけれども、調整方針としまして、各町の文化財を新町に引き継ぐということにしております。以下、管理補助金の問題がございますが、西伯町側には該当がありません。会見町側に見ていただいたとおりの件数がございますが、課題としては、この管理補助金の有無が課題であるということでございます。

それで、各町の制度をそれぞれ引き継ぐということで調整方針出してありますけれども、平成17年度以降の対応については、町指定文化財の中で、地域及び有志のグループ等で草刈り等の作業によって管理が行われており、作業しなくては体裁が保たれないものだけに限り対応する。ただし、所有者が個人の私有地に属する小規模の史跡等は除くということにしております。これは、ちょっと後ろの方を見ていただくと、5ページ目に、文化振興業務添付資料、文化財一覧表のところに、横に見ていただいて、17年度以降の対応についてもずっと参考資料につけてございますので、細かいところはこの表を見ていただきたいというふうに思います。

そうしますと、1ページはぐっていただいて2ページ目です。借入金、これは西伯町の方に国指定重要遺物品ということで、鉄仏があるということで、それにつきましての借入金1万5,000円でございます。調整方針としては、西伯町の例によるということで調整させていただいております。

その下でございますが、実施補助金ということになっておりますけれども、御存じのよ

うに西伯町の方には一式飾りであるとか、法勝寺歌舞伎とか、大変有名なものがござい
すし、会見町の方にも小松谷盆踊り、保存会をつくって保存に努めておるわけですが
も、これら調整方針として各町の制度をそれぞれ引き継ぎ、平成17年度以降の対応につ
いては新町で調整するというところでございます。

それからその下の3、文化振興施設でございますが、祐生出合いの館、これは西伯町だ
けにあるものでございますので、調整方針として西伯町の例による。以下、開館時間、休
館日等、すべてそのようにしております。入館料、使用料、それらすべて西伯町の例によ
るということで、調整方針を出させていただきます。以上でございます。

坂本会長 いいですか。

宇田川補佐の方から文化振興業務についての提案をいただきました。

皆さん方の方で御質疑や御意見はございませんでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 質問をさせていただきますが、文化振興施設の件でございます。

いろいろここに持って出られるまでに事務局の方で相当の話し合いが行われたと思っ
ておりますが、新町の町民がそれぞれ利用しやすい位置での歴史民俗資料館のようなもの
構想というようものは、話し合いには出なかったのでしょうかでしょうか。意見につい
ては次回申し上げたいと思います。以上でございます。

坂本会長 宇田川君、出たか出んか。

岡田委員 そうということです。

宇田川補佐 出ませんでした。

坂本会長 出なかった。

岡田委員 じゃあ次回から御意見を申し上げます。

宇田川委員 いいですか。

坂本会長 宇田川委員。

宇田川委員 この西伯町歴史民俗資料館、これ入場者数っていうのは年間幾らぐら
いですか、人数。

長尾次長 お答えします。

おおむね3,000程度ということです。

坂本会長 よろしいですか。

宇田川委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

吉次委員。

吉次委員 文化財一覧表の6ページに雲光寺の涅槃図に「仏」がついておりますだども、涅槃図ってというのは仏で、神さんじゃああませんけん、この字ははずしちよきならないけん。

坂本会長 意味はわかった。(発言する者あり)

宇田川補佐 今ちょっと聞き取れなかったんですが。

吉次委員 涅槃図ってというのは、仏さんの、お釈迦さんの死亡されたときの図がかいてああで、わざわざ「仏」という字をつける必要はありません。神さんではないから、削っておかれた方が格好がいいではないかと思えます。

坂本会長 仏が要らんちゅうわけ。

吉次委員 そうですね。

宇田川補佐 これ確認させてください。

坂本会長 なら確認して、次回提案のときには明らかにしといてください。

私の方から1つ、非常に会見町さんは文化財の保護というようなことについて力を注いでおられえなと思って感心して見させていただきました。今の、これは草刈り賃というようなことだったかな、でしょうか。年にどの程度の管理をお願いしておられて、これだけの支出が示してあるんでしょうかね。

宇田川補佐 原則的には1回程度だろうと思えます。そこの現場だけではなくて、そこに至る道を草を刈っていただくときに、草刈り賃といいますか、油代といいますか、まあお茶でも飲んでくださいというような気持ちのものです。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 ちょっと一例を話させていただきますでしょうか。

ここに書き上げております諸木の後塚山古墳という古墳は、大変立派な古墳でございますが、広さが大体2反歩ぐらいになるわけでございますね。ところがこれも持ち主の方では管理が手が届かないので、学習に供するためにはやっぱりだれかが下刈りをやらんといかんということで、実は去年かかったわけでございます。ところが大変な作業でございます、とてもそこに計上していただいております3,500円や何ぼでらちのあくような仕事じゃございませんけども、それでも必要経費についてはそれぞれのグループが負担をしながら何とか整備をしたというような例もございますので、本当に指定した文化財を町民の

皆さんの学習に供しようと思えば、やっぱりある程度の管理費というようなものは見てあげないけんだないかなという感じがしておるわけでございます。

ちょっと一例申し上げます。金田の方はどうしてましたかいね、小松城の方は、何回。
梅原委員 大体年に2回です。

坂本会長 年2回ですか。

梅原委員 ええ、周辺、城址も含めて2回ぐらい。瓦窯跡というのもありますけど、それも一緒ですね。年に2回はやっています。45名程度が。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 これに関連してということなんですが、例えば会見町の場合の関係ですけども、現行と平成17年ということですけども、17年にはまだ未定ということですけども、そういう面でこの考え方を少し教えていただければと思っております。もう既に合併をした後ですからと思って理解はしておりますけれども。

坂本会長 宇田川補佐。

宇田川補佐 7,000円とか3,500円とか、それぞれ単価が違うんですけども、最初の添付資料の方の説明でいたしましたけれども、文化財一覧表の方を見ていただいて、平成17年度以降ゼロがついておるところがあります。これらは個人所有になっておるものとかいうものについては、原則的に支払わない方向でいきましょうということで調整方針書いてあります。ただ、グループとか地区で管理されておられる部分については、確かに委員おっしゃられるとおり3,500円程度で油代とかそういうものが賄えるとは思っておりませんけれども、あくまでこちらとしてはその御苦労に対しましてお茶代であるとか、草刈り機の油代程度のつもりで出させていただくというのが現状です。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 運営は個人ということで出さないという意味で、後ほどできれば新町になってからそれぞれ検討するとか、あるいは調整をするとかいうことじゃなくて、もうここで個人には出さないということでの決め方で考えられていいんじゃないかと。例えば、田住区とか三崎区だとかいうことで、区ということになれば出すという考え方でそれを調整したという意味ですかね。例えばここの越敷野地蔵尊、田住区というところが、そこがゼロになっているわけで、これは個人じゃあないのでですけども、そういう面ではどういう意味ですかね。

坂本会長 どうですか。

宇田川補佐 基本的にはここに書いてあるとおり、個人所有というのは支払わないんだ。ただ集団管理をされておるものには出してもらいたいということで、今先ほど言われました田住、地蔵尊ですかね、越敷野の地蔵尊のことをおっしゃられと思うんですけれども。

佐伯委員 重ねてちょっと質問させてください。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 小松谷盆踊り保存会ということで米印があって、その索引のところに無形文化財の実施補助金については、平成17年度以降の対応は新町で調整するという事になっておりますけれども、これだけの中ではついておる。他についてはもうここで既に減ってるという形になるわけですが、そのあたりはどういうふうに、新町でということじゃなくても、ここでも既にきちっと決定するという解釈でよろしいのでしょうか。

坂本会長 佐伯委員、私がちょっと口挟むようですけど、米印は17年度以降新町で調整するって書いてありますから、そういう方針だと思いますよ。

佐伯委員 じゃあ、それとあわせて、他の、今、現行17年というところであるのを、例えば個人ではないということでもう既に西伯町でも笹畑地区については3,500円が計上してあるというふうに思います、全く地区と個人を分けているということは理解するわけですが、それを今後そういうことで理解されてもらっているかどうかということです、個人の人も含めてね。

坂本会長 宇田川補佐。

宇田川補佐 済みません。先ほど佐伯委員さんからおっしゃられました田住区で管理されておるところは管理費が調整項目のところは落ちるとしてゼロ円になっとなるのはおかしいんじゃないかということですが、確かに調整方針の中から言えば、集団で管理される、区として管理されとるということであれば3,500円当然支払うべきものですから、これは調査して、調べて修正をしたいと思います。

坂本会長 提案をし直すわけだな。

宇田川補佐 はい。

坂本会長 佐伯委員、よろしいですか。

佐伯委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この文化振興業務についての提案については以上で終わらせていただきまして、次、社会教育業務について御提案をお願いいたします。事務局。

奥山室長 事務局でございます。13ページでございます。

提案事項第2号、社会教育業務の取り扱いにつきまして、新町におけます社会教育業務の取り扱いにつきましては、別紙提案事項の7ページからでございます。

説明につきましては引き続きまして教育部会会見町教育委員会、宇田川補佐より御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

坂本会長 宇田川補佐。

宇田川補佐 そうしますと、社会教育業務、項目のところの1番ですけれども、社会教育委員のところですか。これは課題としまして、委員数、報酬額について課題があります。調整方針としましては、人数については15名、これは県内1万2,000人程度の町の規模に合わせたもので提案させていただいております。報酬については先ほど申しましたように、総務企画部会で全体の報酬審議の中で決定するというところでございます。任期は2年。新町教育委員会発足後、速やかに委嘱するということで調整を出させていただいております。

2番目の社会教育事業ですが、これは生涯学習推進本部、これは西伯町にはありませんで、会見町の方に存在するわけですが、課題としまして、生涯学習によるまちづくりを新町総合計画基本理念に明示するということで、調整方針として会見町の例によるということでございます。

次のページはぐりまして、生涯学習大会、両町ともこれに類似するような大会が開催されとるわけですが、実施の形態が多少異なりますので、調整方針としまして、新町において町民大会として統合して実施するというところで調整方針出させていただいております。

次、生涯学習情報紙ということですが、西伯町の方にはございません。会見町の方にありまして、課題として実施の形態を検討する。町広報との連携ということで、調整方針としては、会見町の例による。新町において町の広報紙を活用するというようなことで検討しております。

それから、学習拠点施設情報化等推進事業、これらは両町に存在するわけですが、それぞれ必要機器がもう既に取りそろえてございます。課題として、両町に設置済みです

ので、調整方針として各町の施設をそれぞれ引き継ぐということでございます。

その下、社会教育主事、課題として、有資格者の複数配置（教育委員会事務局、公民館等2名以上）というようなことでございます。調整方針として、基準に基づき適正に配置するというところで調整しております。

はぐりまして、指導主事、これは現在、会見町の方に指導主事1名配置してございますが、課題として、地域教育担当の配置、これは現在の指導主事の担当領域であります。調整方針としては、会見町の例による。17年度以降は新町で調整するというところでございます。

子ども週末活動支援事業、これは大変たくさんのものであるわけですが、これは課題として、この事業自体は国の委託事業というわけございまして、調整方針としては両町の事業を継続する。協議会については新町で統合する。国の委託事業でございますので、事業計画が採択されれば町としての手出し分というのはない事業でございます。

視聴覚ライブラリー業務ですが、これは現在、西部広域行政組合の中にありますライブラリーを活用しながらやっておるわけですが、これらも調整方針としては両町の事業を継続するというところでございます。

はぐりまして、文化表彰のところですが、両町にそれぞれこういったものを設けられてあるんですけれども、課題のところとしましては、表彰基準を見直すということでございます。調整方針としては、新町において調整するということです。

3番目のところです。家庭教育、家庭教育にかかわる部分というのは非常に昨今問題がいろいろありまして、両町ではたくさんの事業を抱えておるところなんですけれども、それぞれの運営につきまして運営方法の違いがあります。したがって、調整方針としまして、新町で統合して実施する。17年度以降は新町で調整するということにしております。

はぐりまして、家庭教育講座、同様です。先ほどのものと同様です。

その下、子育てサークルの育成、これも大変重要な分野でございますけれども、課題としては団体サークルの育成、なるべくその自主的運営ができるような育成を図っていくということが課題だろうというふうに思われます。調整方針としては、各町の制度をそれぞれ継続し、17年度以降は新町で調整するということにしております。

それからその下、子育て学習の全国展開事業、これも先ほど申しましたように、国の委託事業でございます。国の動向によるということで調整方針を書かせていただいております。

す。例に挙げれば今年度、事業採択後に一律事業費の30%カットというようなことが国の方から伝わってまいりました。こういったことで、なかなかこちらの方で動向をつかまえることができませんので、調整方針としては国の動向によるということでもとめさせていただきます。

子育てネットワーク、これは西伯町の方に該当するような組織があり、会見町の方にないということでございます。課題としては、育成関係団体の組織統合、再編及び自主運営が課題であるということでございますが、調整方針としては、西伯町の例により平成17年度以降は新町で調整をするということでもとめさせていただきます。

女性教育、4番目のところですが、課題としては、男女共同参画として施策の明確化あるいは自主活動の促進、統合して実施というようなことがありますけれども、これは会見町の方に1団体ございますので、調整方針として、会見町の例により17年度以降は新町で調整するというところでございます。

5番目、青少年教育のところでございます。青少年教育の区分も家庭教育の区分と同様に非常に多様な活動がされとるわけですが、課題としては育成関係団体の組織統合、再編及び自主運営、それと地域単位での事業の実施、それと統合して実施することというようなことが課題であります。調整方針としては、合併時に組織を統合して実施する。活動については地域単位、旧西伯町6地区と旧会見町地区というような単位ではなかろうかということでございます。

それから、青少年教育の下のところに書いてございます。高校生サークル、これは現在西伯町の方にあり、会見町の方には該当団体がないということですが、団体サークルの育成が課題であり、調整方針としては、西伯町の例により17年度以降は新町で調整をするということにしております。

はぐりまして、最後のページになりますが、子ども会育成連絡協議会、これは西伯、会見両町に存在するわけですが、育成関係団体の組織統合と再編及び自主運営が課題である。地域単位での事業実施、それと単位子ども会補助金の有無の問題が課題であるということでございます。調整方針としては、各町の制度をそれぞれ引き継ぎ、17年度以降新町で調整するというところでございます。

在学青年交歓の集いでございます。課題としては、実施主体が西伯郡社会教育協議会であり、西伯郡の再編により、西伯郡社会教育協議会の動向によるということが課題であろうというわけでございます。調整方針は、西伯郡の社会教育協議会の動向により方

針を決定する。この事業につきましては、西伯郡広域で実施しておる事業でございますので、現在のところ合併問題いろいろございますが、これらでその動向により調整すると、事業自体を調整するというところでございます。

最後に成人式のところでございますが、課題としては、開催日、内容の検討というようなことがあるかと思うんです。調整方針としては、新町で統合して実施する。開催日等は新町で調整するというので、調整案を書かせていただいております。以上でございます。

坂本会長 社会教育業務について説明を受けましたが、御質疑や御意見はございませんか。

塚田委員。

塚田委員 子ども会、単位子ども会補助っていうのが会見町で22集落中12集落も出てるわけですが、これは該当しないから12しか出てませんという以外に、ほかに何か理由があるんですか。

宇田川補佐 はい。実はですね、単位子ども会に補助金を出しとる単位子ども会というのが、会見町子ども会育成連絡協議会に加盟するということが前提でございまして、そこに対しては補助金を出しておるんです。ですから、単位子ども会だけをとれば、子供がない地域もあるわけですけども、町の子ども会育成連絡協議会に入らず、単位子ども会活動をしておるとい地域もあります。そういうところには町としての補助金を出しておりません。そういうことでございます。

塚田委員 はい、わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

塚田委員 はい。

坂本会長 岡田委員。

岡田委員 2点御質問をさせていただきます。

社会教育主事の配置でございますが、西伯町2名、会見町4名、あ、8ページでございます。これは教育委員会に何名、公民館に何名か、その配置状況を教えていただきたいということと、もう一つは、12ページに西伯町の高校生サークルがございまして。これは前から私も注目しておりますが、組織人員が何名ぐらいかということをお願いできればと思います。以上でございます。

坂本会長 長尾君。

長尾次長 西伯町の社会教育主事についてお答えします。

現在、教育委員会事務局 1 名、それから公民館に 1 名でございます。

2 点目の高校生サークルでございますが、現在この加入人員がございまして活動を休止しております。

岡田委員 ああそうですか。

長尾次長 はい。今後は立て直すという方向では認識を。

岡田委員 はい、わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員 会見町の配置状況はどうですかいな、社会教育主事。

宇田川補佐 会見町は、有資格者 6 名、発令ができる者を 1 人含んでおりますけれども、公民館館長が社教主事ですし、教育委員会事務局は教育次長、教育次長補佐の私、それから体育担当しとる者が、年数を経過すれば発令ができる職員が 1 名、それと今現在産休に入っております職員が 1 名でございます。

岡田委員 はい、わかりました。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 11 ページの女性の教育なんですけれども、課題として載っておりますけれども、調整方針は会見町の例によるとなっておりますけれども、会見町の夢つくる女性の会の補助 4 万 5,000 円出ておりますけど、これは年に 1 回なさっているもんなんじゃないか。それともう一つ、こういった団体がなさっているんじゃないか。

宇田川補佐 年に 1 回というのは活動……。

磯田委員 いや、予算が 4 万 5,000 円だから、講演などしたらまあ 1 回ぐらいかなと言ったんですけど、何回ぐらいなさっているのかな。

宇田川補佐 活動自体ですか。

磯田委員 はい、それ。

宇田川補佐 活動自体は、そうですね、不定期に集まれることもありますので、年間それでも五、六回はやっとなされると思います。

橋谷委員 私の方から。私も夢つくる女性の会、入っております。これのもともとの起こった原因ていうのは旧婦人会ですよね、婦人会が結局だんだん縮小してきまして、最後

に2集落とあとは有志っていう形で今50名ばかりでやっております。それで、婦人会っていうのが始まった当時から文集を出しております、この予算の4万5,000円というのはほとんど文集に充てております。

毎月1回集まって、一番もとはまだ、資源回収などから始めまして、いろんな情報交換とか環境問題を中心にしながら勉強会をして、今はまた男女共同参画、そのときそのときに合った学習会をしております。大体月に1回集まっております。そういうようなことも、だんだんしりすぼみになりまして、なかなか会員もふえませんがちょっと問題なんですけども、細々とやっています。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 提案させていただきます。

これ、会見町の例にするっていうふうにはなっております。今お聞きしますと婦人会がということですので、そうじゃなくって私の提案としましては、いろいろな女性団体ありますよね、男女共同参画、食生活、そういったものを一括して、大きなものとして女性教育に当たっていただきたい。もう一度御検討いただけませんか、次の会までに。

坂本会長 宇田川君。

宇田川補佐 御提案は御提案として考慮したいと思いますが、それぞれの女性団体、確かに例えば食生活の分野でありますとか、従来からあります婦人会の活動とかいうのがあるんですけども、やっぱりそれぞれその活動の目的を持っておられる団体ですので、それを一括束ねてしまうことは、本当に男女共同参画やら女性の社会進出であるとか、そういったあたりの問題を克服していくためにいうふうなことのところというのは、ちょっと考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

4万5,000円の補助金につきましても、補助金の総額が事業費の総額であるというようなことでは補助金の意味がありませんので、金額でその活動の大小はかることはなかなか難しいわけですがけれども、夢つくる女性の会につきましては、今のところ4万5,000円の補助金で十分、以上のことをやっていただいておりますというふうに事務局の方では思っています。

坂本会長 磯田委員。

磯田委員 女性の教育、ごめんなさいね、あれしてしましまして。婦人の会、そういったものだけではなくて、私が言うのは、女性全体、いろいろな団体確かにあります。そこで活動をしておられます。ですけども、一つにまとまった教育っていうものはなされてな

いんですよね。私も男女共同参画しておりますけれども、いろんな団体の方に集まってこういう教育をしたいと思うんですけども、なかなかいろいろな団体さんはそれぞれにしてらっしゃって、もうその枠の中に入れてしまっておられるんです。その枠をもう取り除いて、そういう団体は団体であっていいんで、一つのまとまったものを1年に1回か2回、そういった教育の方向に持っていきたいと私は前々から思っておりますので、もう一度皆さんと御検討いただいて、次回にお返事いただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

坂本会長 磯田委員のこれ提案ですから、専門部会で御協議なされたことについてこういう提案をいただいていますので、再度この御提案を専門部会の方で話し合ってみてくださいということでおさめたいと思います。

ほかにございませんか。

ないようでありますんで……。ありますか。

佐伯委員。

佐伯委員 9ページの子ども週末活動支援事業というところで、国の委託事業というふうになっていますが、今現在西伯町、会見町それぞれが国のということになっていますからやっておられるわけですが、非常に勉強不足でございまして、私、そういう面でなかなかどういう活動でどういうふうにしておられるんかないことがちょっとわからないもんですから、若干簡単にかいつまんで御説明願えればと思うわけですけど、いかがなものでしょうか。

坂本会長 事務局の方で西伯町の例、会見町の例、それぞれ概要を行ってください。

宇田川補佐 じゃあ先に会見町の方ですけども、ここに大まかなことは書いてございますが、ことしの一番のこの事業での目玉っていうのは、中学生を対象にした通学合宿を開催しようというふうに思っております。場所は大山青年の家を活用して、1週間というふうなことで開催予定で今、中学校の方とも施設の方とも詰めております。実施されれば県下に例のないような活動になってくるんじゃないかなというふうなことでございます。この事業、国の委託事業ということで開催されておりますが、それぞれ町村で工夫を凝らした事業展開やっておりますので、会見町としてはことしの目玉事業はそういったもの、あるいは今、週末の囲碁、将棋の教室なんかも持たれていますが、そういったものは皆この事業の中で行われています。

坂本会長 長尾君。

長尾次長 西伯町の内容について御説明申し上げます。

推進協議会を組織しまして、ここにあります保育園から小・中学校PTA、民生児童委員さん、駐在さん、保健師さん、社会福祉協議会の職員さん、それからこの教育委員会の16人で組織してまして、幼少、幼年期からの子育てについてどういうふうに親御さんに理解を求めるような検討並びに啓発活動、それから地域サポートセンターというの、ボランティアセンターということでございますが、会見町さんも大体一緒です。それからボランティアリーダーも同じくでございます。通学合宿も同じくでございますが、本町では小学生高学年を各集落の子ども会のリーダーになるという子供たちを対象にしております。それから最後に、天津と東西町地区で土曜日の学童を対象とした事業を行いますが、これは地区公民館、それから西伯町青少年健全育成町民会議の天津地区会、それから東西町地区会の方とタイアップしまして、土曜日に学童保育、子供たちいろんな活動を体験してもらう形での学童保育を進めようということでございます。以上でございます。

佐伯委員 ありがとうございます。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、以上で社会教育業務についての提案事項は終了したいというふうに思います。

引き続いて大変ですけれども、協議事項に入らせていただきたいといます。

スタッフの入れかえはない。

奥山室長 議案第3号をお願いしたいといます。

坂本会長 ああ、公民館業務をね。

協議事項もやはり順番をどうも変えなければいけないようでございまして、申しわけございませんが、(3)の公民館業務を先行して御協議をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいといます。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の6ページをごらんいただきたいといます。

議案第3号、公民館業務の取り扱いにつきまして、新町におけます公民館業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議に提案事項第3号のとおりでございます。ただし、別表、7ページにつけておりますけれども、西伯町地区公民館の現状のうち、東西町地区公民館及び天津地区公民館の主事の報酬につき

まして、当初「4,509千円」の印刷で提案をさせていただいておったわけなんです、東西町地区公民館は「2,201千円」、天津地区公民館は「2,723千円」に訂正をさせていただくものでございます。

この計算方法につきましては公民館の方から、担当の方から御説明をさせていただきたいと思っております。よろしく御審議をお願いいたします。

坂本会長 池田さん。

池田主幹 東西町地区公民館、西伯町地区公民館の現状というところで報酬のところ、そこに記載がありまして、東西町地区は、主事は非常勤ということで220万1,000円、天津地区は嘱託ということで272万3,000円の報酬を支払っております。

坂本会長 前回提案したときには、450万9,000円でございますけれども、これは数字に誤りがございまして、220万1,000円と272万3,000円に訂正をして、この議案として御協議いただきたいということでございます。

あとはいいですか。あとは変わりありませんか。

池田主幹 はい。

坂本会長 そういたしますと、議案第3号、公民館業務の取り扱いについて御審議をお願いしたいと思います。御質疑や御意見はございませんか。

岡田委員。

岡田委員 意見を申し上げたいと思っております。

まず、中央公民館等施設という項目の、課題と調整方針をにらみながら一つ申し上げます。将来構想として新町に生涯学習センターを持つということについては、全く異論はございません。こういう方向になれば大変うれしいがなと思っております。ただし、生涯学習センターというのは、これはあくまでも官が中心になって運営をする施設でございます。それに対して公民館は民が運営の主体となる施設でなければなりません。これは公民館の発足当時からそういった精神が現在まで受け継がれておるわけでございますから。生涯学習センターが公民館を吸収をしてしまうような姿は、これは好ましくないということをまず1つ申し上げておきます。

それから第2番目の意見といたしまして、これはずっと下におりまして公民館運営審議会の委員のことを言われますが、幸い調整方針として従来どおり新町においても公民館運営審議会を置いて、人数は15人だと、任期2年だというふうに書いてございますので、これ安心をいたしました。と申しますのは、どうも国の方針として、公民館運営審議会の

委員は置かでもいいようなことを法改正によって出したそうなのですが、これは大変な公民館に対する方向の誤りではないかと。国政を批判するわけじゃございませんけれども、私は率直にそういうふうに思うわけでございます。公民館運営審議会の委員の役割というのは、ここで住民主体の運営が示される一つの重要な役目を持っておると、こういうことなんでございます。そういう意味からしまして、新町に向けての調整方針は、この項においては大賛成でございます。以上でございます。

坂本会長 特にコメントは必要ありませんな。

岡田委員 はい、いいです。

坂本会長 ほかにございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 この東西町と天津の主事の非常勤と嘱託ということですけど、勤務実態をお願いします。

坂本会長 池田君。

池田主幹 東西町地区の主事は、毎日午後1時30分から午後6時までということで、休日はありません。毎日出ております。1日出るようなことがありましたら、それは代休をとるということで対応してます。天津地区の嘱託の主事については、職員と同じ勤務時間です。

坂本会長 よろしいですか。

宇田川委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

福田委員 ちょっと質問でいいですか。

坂本会長 福田委員。

福田委員 えらい勉強不足で申しわけございませんので、質問ということで再度お聞きをしたいと思いますが、まず、14ページの課題の中に書かれてある組織運営方法の関係で、いわゆる必置で決まったということが書いてあって、調整方針は目標としては理解できますが、このなくなったというもうちょっと詳しいことがわかればと思いますし、15ページの、これも公民館の審議会の関係でございまして、これは社会教育法の改正によって必置がなくなったと、こういうことが書いてありまして、行政サイドの部分ではいろいろ勉強したり調査をすればわかるかと思いますが、一般住民感覚で果たしてどうかいなという、実は私も先ほど岡田委員さんがおっしゃったように、まだまだ十分自分自身できち

った社会教育業務と公民館の関係がよくわからなかったもので意見としては差し控えましたけども、わかりやすくもうちょっと補足説明がいただければと思いますので、お願いしておきます。

坂本会長 潮君。

潮館長 最初に組織、一番最初の中央公民館の件ですけども、本年15年の6月6日付で公民館の設置及び運営に関する基準の告示がされまして、その中で今までは公民館、一つの町に2以上の公民館がある場合は、そのうちの1つを中央公民館としなければならないということでありましたけども、その項目が設置基準の項目7条というところがあったわけですけども、それが削除をされて、同じ町の中に2つ以上公民館があっても、1つを中央公民館として定めなくてもいいということになりました。

福田委員 その下の社会教育法の関係、15ページですかいな。(発言する者あり)

坂本会長 15ページの公民館運営審議会委員の何か課題。社会教育法の改正により必置義務がなくなったという、このことについて。

潮館長 ちょっとこっちの方を先に。

もう一つのこれは、ちょっと私の方も年数を、社会教育法が改正された年数を覚えておりませんが.....(発言する者あり)これも同じく公民館の運営関係なんです。社会教育法に載っているわけですけども、その中で公民館には運営審議会を置かなければならないというふうになっておったのが、これも社会教育法に改正されたときに置くことができる、いわゆる任意設置の形になっているというふうに私どもは解釈をしております。

今回、調整方針で運営審議会を継続して設置をしていただいたというふうに提案してますのは、公民館ってどうしても事業の点検と評価というものが必要だろうということで、その役割を担っていただくと。いわゆる第三者での公民館事業の点検ということで、置くように提案をさせていただいております。

福田委員 ということは、それぞれ中央公民館なり地区公民館というものが現在存在をしておるわけですが、今後合併をした暁には、いわゆる中央公民館というものは必要ないという、こういう簡単に理解をすればそうで、その地区で拠点が存在をしておるという状況は変わらないと、こういうことに理解してもよろしいですかね。

それから、下の公民館の審議会の方ですが、これは社会教育法が変わったことによってこの審議会の必置が、義務づけがなくなったと。しかし新町では任意で設置をしていくと、こういう考え方でいいわけですね。法ではなくなったけども、実際には任意でやっていく

んだと、こういう理解で、わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

梅原委員。

梅原委員 地区公民館ですが、現状、西伯町6館、会見町ゼロということで、西伯の方はそれ相当な予算が出てます。したがって、西伯町が予算が出ておる、会見町はなしということで、各町の制度をそれぞれ継続するという調整方針でございますが、その辺の不釣り合いですね、西伯と会見で非常に不釣り合いな体制であるということから考えますと、例えば新町において会見の方ではそういう地区公民館でも指定するのかどうか、そこらあたりの考え方はどうなんでしょう。その不釣り合いに対する考え方と、そのほかにおいての考え方、教えてください。

坂本会長 潮館長。

潮館長 今まで会見町の方では地区として活動しておりませんでしたので、特に必要がないというふうに思っております。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 つまり、西伯側では箱物を大層つくられてそれなりに予算たくさん出てますわな、これ見ると。それに対して会見町側は、新町にそれぞれ継続していても、何も根拠がないということで、西伯のそれぞれ地区にはどんどん出ていくということになります予算がね。そういったところの不釣り合いいうですか、不都合、偏ったことになるということですが、その辺は論議の経過ありませんでしたか。

坂本会長 潮君。

潮館長 そこは話し合いは話をしております。

梅原委員 全くない。

潮館長 はい。

坂本会長 梅原委員ね、会長からちょっと言わせてもらいますけど、これはあくまでも現在やっている施策をどのように新しい新町に調整してやっていくのかということを中心に専門部会で話していただいておりますから、そういういわゆるハード事業、整備の伴うような建設計画については、新町の建設計画の中で私はやるのがいいじゃないかなと思います。そういう折に御意見の方をいただいたらというふうに思うわけですけどね。多分専門部会の方でそういうことをどんどん提案するというような仕組みになってないというふうに思っておりますから。

梅原委員 そう考えていただければ、ありがたいと思いますけども。

坂本会長 そのように御理解いただきたい。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、議案第3号、公民館業務の取り扱いについては、提案のとおり承認することに決してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、議案第3号につきましては、原案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

そういたしますと、もとに戻っていただきまして申しわけございません。議案第1号、人権・同和対策業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。議案の3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号、人権・同和対策業務の取り扱いについて。新町における人権・同和対策業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第1号のとおりでございます。

前回の提案事項におきまして、生活相談員の新町での2名枠の調整方針なり、また隣保館運営審議会のあるなしについて質問がありまして、いずれ答弁といたして御理解をいただいております。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

坂本会長 前回の隣保議論のあった点も紹介をいたしましたが、皆様方の方でこの件について御質疑や御意見がございませんでしょうか。

福田委員。

福田委員 同和対策業務の1ページでございますが、現況としての施設関係はこれまでの施策としてそれぞれがというのがこの表の中であらうかと思いますが、その中で特にこういうことになったからということで私ちょっと聞いておきたいのは、隣保館の建設と年数の関係で見ますと、西伯町は改築ということで13年、ここで新築じゃございませんのでよく内容がわかりませんが、会見町さんの方は昭和51年3月の建築ということになっておりまして、ほとんど30年近くたっている建物だ。こういうことで見ますと、合併をいたしました暁のやはり一つの拠点といいましょうか、隣保館を基点として、こういう

この考え方からして、専門部会の方としての年数の関係等を含めて議論でもされただろうか、その点、最初お聞かせいただきたいなと思います。

坂本会長 岡田課長。

岡田課長 その点についても議論はいたしておりません。ただ、今、会見町の場合ですけれども、平成10年だったと思いますけれども、増改築をやっておりまして、事務室を広げたり、それから2階の会議室等を広げておりまして、あわせて便所とか、そういったところの改修をしております。

福田委員 それでよろしいわ。

坂本会長 それでいいですか。

福田委員 はい、ええです。

坂本会長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案第1号……。

福田委員 会長、ちょっと。

坂本会長 ありますか。

福田委員 7ページの点でちょっと聞かせてください。

坂本会長 どうぞ。

福田委員 7ページの関係で、基本法制定要求実行委員会活動補助金ということで書いてありまして、ここでは西伯町なし、会見町さんの場合は従前の一つの法制定の要求を含めた継続ということで、名称変更になっておるんじゃないかなあという勝手な解釈であるかもわかりませんが、そのような活動にこうしたことがやられておるわけです、実行委員会として。それで、例として会見町の例。この中身は私もよく理解できますし、わかります。ただ、人権擁護の法案の問題が国会で今、いろいろ審議をされて、今度解散になれば根底となる、本来なら基本法を策定するわけですね。行政も含めた中身がある中で、今回その中で特に国の中でも意見がまとまらないということで廃案になってしまうと、この後の再提案といいましょうか、国の状況わかりませんが、このことに関してどうなっていくのかなということで、16年の例としまして、この会見町の例による場合、果たして新たな、この運動上のことは私よく理解はできますが、ただ制度的に会見町さんがこれをやっておられることがこのまま引き続きなっていくのかどうか、この辺が議論の対象として、まあ国会解散なんていうのは最近出たもので、当時の地方自治体としてもよくわからんと思います。そういう経過の中でどうかということだけちょっと聞かせておいてくださ

い。

坂本会長 岡田課長。

岡田課長 先ほど御指摘されましたように、この時点ではそういった話はでておりませんでした。ですが、今後そういった国の動向を何とかそれを見きわめなきゃなりませんけれども、恐らくこれが廃案となって、これがなくなってしまうという今の状況ではないんじゃないかと。また改めて提案されるんじゃないかというふうに思っております、それはいつかっていうことはちょっとわかりませんが、引き続いてこういった形でやっていかなければならんんじゃないかなというふうには思っております。

福田委員 新町では当然だと思いますんで、ここだけでこの運動の今の状況をという中でという疑問がちょっとわいたもんですから、それだけでございます。ほかに別にありませんが。以上です。

坂本会長 いいですか。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、議案第1号、人権・同和対策業務の取り扱いについては、原案のとおり決することにしてもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第2号、人権・同和教育業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思っております。

事務局から説明願います。

事務局。

奥山室長 事務局です。4ページをお開き願いたいと思っております。

議案第2号、人権・同和教育業務の取り扱いについて。新町における人権・同和教育業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第2号のとおりとするものでございます。ただし、同和教育等推進員については、次のとおりとするものでございまして、5ページの方に、課題の欄、調整方針の欄にそれぞれ網かけで「名称が違う」、「西伯町の例による」というふうなことで、字句を追

加させていただきましたので、このようにさせていただきたいというふうに、でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

坂本会長 ほかにいろんな議論はなかったですか。

奥山室長 ございませんでした。

坂本会長 特になかった。

奥山室長 はい。

坂本会長 ということでございまして、再調整の結果、名称が異なっておりますので、西伯町のこれは例によって、委員さんを選任してやるということでございます。

皆さん方の方から御質疑や御意見を求めたいと思います。

会長から1つ。県は人権教育推進委員は1名の設置の方針だそうですけど、2名設置するという方針なんですよ、調整方針は。財政的には裏づけがないという考え方でしょうか、再確認で。

岡田課長。

岡田課長 はい、ございません。単町ということで1年。

坂本会長 単町でやるということですね。ありがとうございました。

いかがでございましょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、議案第2号につきましては、この名称を変えてということを変更にいたしまして、原案のとおり承認してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、御異議がないようでございますので、議案第2号につきましては、原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

相当時間も詰めてやりましたので、ここでしばらく休憩させていただきたいと思います。何時までにしますか。3時5分ごろまで休憩にします。

(休憩 14時50分)

(再開 15時07分)

坂本会長 それでは再開いたしたいと思います。

協議事項4番の下水道事業について。議案第4号、下水道業務の取り扱いについてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局です。8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号、下水道業務の取り扱いについて。新町における下水道業務の取り扱いについては、平成15年9月9日開催の西伯町・会見町合併協議会第11回会議提案事項第4号のとおりとするものでございます。

前回の資料をごらんいただきたいと思いますが、25ページをお開き願いたいと思います。下水道の宅内配管工事というものが項目で上がっておりまして、これは前回の説明で、全体では西伯町の例によるということでしたが、指定基準については合併時に調整というようなことを申し上げましたんですが、後日、専門部会の方で協議しましたところ、これは全体が西伯町の例によるということございまして、保証金については先ほどの合併時に受け付けるというようなことございまして、指定基準については西伯町の例によるということに訂正をさせていただきたいというふうに思います。

というようなことございまして、先般の会議におきましては、合併浄化槽の完了後の維持管理者についての質問がありましたが、これは町長が行うというようなことで答弁をいたしておるところでございます。御審議をよろしく願います。

坂本会長 下水道宅内配管工事の指定基準については、西伯町の例によるということに変えたいということ。

奥山室長 変える、ちょっと合併時に調整というのは間違いだったということで、提案どおり西伯町の例によるということ。

坂本会長 という事務局の方から説明がございました。

議案第4号について、皆様方の御意見や御質疑をいただきたいと思います。

福田委員。

福田委員 1点、26ページでございまして、一番最下段の下水道維持管理(集落排水)ということになっておりますが、この集落排水とそれから上水はまだ今のところ西伯町しかありませんので、これに伴うところの合併浄化槽というものが、これ建設計画の中で意見述べたり、議論したりやるのかちょっとわかりませんが、できることならこれも将来方向の余りアンバランスがないようにということで、この公共下水道云々のこのことの文言がここには必要ないだろうかどうかだろうかなという、各町の制度を継続するというでここへ書いてある、浄化施設の関係がどのような管理、この辺でどういう理解をすればい

いかいなあという思いがしてありまして、24ページには、合併浄化槽の問題の設置計画のへんはここに書いてありまして、このことはよくわかるんですが、その後の問題、どのように議論されたのか、その点だけ。ここだけというか、上の問題も含めまして。設置はこれからどんどん事業が進んでいくだろうと思っております。特に西伯町の場合、合併浄化槽。これも合併浄化槽は、会見町さんの場合は鶴田と何ですか、現在38ぐらいですか。西伯町は365設置プラス770のものが将来的には想定をされますもんで、いわゆる建設計画の中で明確になるのか、それらを見越して今日の調整方針の中でもう少し文言化しようかなという気がせんもんでありませんので、考え方が何かあれば聞かせておいてほしいなと思います。以上です。

坂本会長 事務局はございますか。考え方が何かあれば聞かせておいてほしい。

福田委員 はっきり言えば、合併浄化槽は今、管理は個人管理ということですよ、今は。

坂本会長 米澤君。

米澤課長 合併浄化槽につきましては、特定の方に入っただきまして、町の方に寄附をしていただきますと、それは町の管理になります。会見町の場合には、今現在汚泥についてはみつわの方で取るようにはしております。

福田委員 いや、会見町さんの38基についてはすべて寄附採納を受けて……。

米澤課長 池野・鶴田地区については寄附採納を受けています。

福田委員 受けてやっておられるの。

米澤課長 はい、そうです。

福田委員 それなら、ちょっとその認識が、西伯町はその寄附採納を受けて、今後事業拡大していくということを町が行政管理をすると。ちょっと認識が会見町さんとずれが。

米澤課長 会見地区も池野・鶴田地区につきましてはすべて寄附採納を受けています。

福田委員 受けてる。わかりました。結局、将来方向としては、西伯町同じいうことになっちゃうですけん。

坂本会長 一緒だということ。

福田委員 一緒になっていく。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 合併浄化槽の料金については表示があるけども、その合併浄化槽の扱いについては記述がないということを福田委員はおっしゃってたんではないかなと思うんですよ。

福田委員 わかりやすく言えばそういうことです。

森岡委員 そこら辺を、実際に両町とも寄附採納を受けてやろうちゅうていうことを、これから西伯町も余計になるし、会見町はもう既にやっておられるし、そのものについての記述がないことがどうかちゅうておっしゃっていると違いますか。

坂本会長 そういうことですよね。

森岡委員 そういう部分だと思いますけど。この中に記述ないんですよ。落ちたんじゃないかなと思うのですが。

福田委員 公共下水と集排はここで。

森岡委員 料金については載っとるですよ、別なところで。

森岡委員 使用料の問題は言っておりません。そのことは言っておりません。

坂本会長 24ページのその下のところだな。その調整方針に書いてごせって、書いといたがいいじゃないかということですか。

森岡委員 何かが必要じゃないかというね。中身のことまであしろう書けっていうことじゃございませんけど、何らかの一本化した方針でという文言が残いちよいてほしいなということで。特に26ページの下は公共下水、それから集排水の維持管理の問題はここへちゃんとチェックをしてある。

坂本会長 米澤君。

米澤課長 そうしますと、26ページの下水道の維持管理の下に、合併浄化槽の維持管理もつけまして、次回報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

森岡委員 わかりました。

福田委員 わかりました。それなら結構でございます。

坂本会長 次回言わなくても今やりゃ。

森岡委員 内容はそう別に議論ないと思いますけんね、載したもんで、確認できれば私はそれで納得します。浄化槽もここに方針として……。

米澤課長 そうしたら載せるということで御了解いただけたら載せたいと思いますので。

坂本会長 よろしいですか。

森岡委員 よろしいです。

米澤課長 そういうことで報告させていただきたいと思います。

坂本会長 1つ、後ほどどうか次回報告をすることをもってひとつ御承認をいただきたいということで取り計らいたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、下水道業務の取り扱いについて、議案第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、議案第4号につきましては、提案のとおり承認されました。

なお、合併処理浄化槽の扱いについては、次回報告で御承認いただくということでよろしく申し上げます。

三鴨副会長 ちょっと離れて、離れた質問ですけど。

坂本会長 この件ですか。

三鴨副会長 この件です。水道。

坂本会長 どうぞ。

三鴨副会長 そういった協議の中で、例えば水道の配管は石綿の配管であるのはどれぐらい、これの更新はどうするのか、そういうふうな話はその協議の場では全然してないということですね。料金のことの上げる下げる。

米澤課長 水道石綿管の更新につきましては、新町のまちづくり計画の中に。

三鴨副会長 その中で。

米澤課長 はい。

三鴨副会長 なるほど、わかりました。

坂本会長 そういたしますと、議案第5号、消防・防災事務の取り扱いについてを議題といたします。これは継続協議になっておったものでございます。

事務局から説明いたします。

桐林次長 それでは、議案第5号について御説明いたします。

新町における消防・防災事務のうち、消防とあと防犯灯の取り扱いについて継続協議になっておりました。今回、このうち防犯灯の取り扱いにつきましては前回と多少違った内容の提案をさせていただいておりますので、そのことについて御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

防犯灯につきましては、設置場所を着目いたしまして、集落内と集落間という2つの区分を検討していただいております。

集落内につきましては、既設のものが西伯町が435本、会見町が456本ございまして、設置につきましては、西伯町におきましては町が行う、電気代、維持費につきましては地元の集落が行うということでございました。会見町の方におきましては、設置の際に新規であれば6,000円、改良であれば4,800円、また電気代を部分的に地元が負担するというところでございますけども、1本当たり600円補助が出ているという状況でございました。この集落内のものにつきましては、16年度においては年度途中ということでちょっと変えるのが難しいということで、17年度以降、集落内の新設、改良は会見町の例による。維持は西伯町の例によるということで、提案をさせていただいております。

それから集落間につきましては、西伯町の方につきましては、予算の範囲内で町がすべて行っておるという状況がございまして、会見町は現在のところ集落間に設置しているものはないということでございますけども、これはやはり西伯町での状況がふだんおかしな方が出ていらっやって困ったことがあるというふうなこともあるということで伺っております、そういうことを考えれば、そういう設置も継続する必要があるだろうと。また、会見町におきましても、同じようなメニューありましたら、今後全く設置の必要がないということではないかもしれないということで、集落間につきましては、西伯町の例によりまして設置、維持とも町で行うということにいたしてはいかがかということで再度出させていただいたものでございます。よろしく御審議お願いします。

坂本会長 議案第5号、消防・防災事務の取り扱いについて、ただいま新たな提案をもって再度御協議をいただくということでございます。委員の皆様方の御意見や御質疑はございませんでしょうか。

福田委員 その前にちょっとこれ、いいですか、きょう別プリが配ってありますが、これに関して。これの扱いの問題は。ただ別プリを配ったもんで、見ただけですか、それとも……。

桐林次長 いえ、先ほど御説明申しましたように、10ページと11ページの方に……。

福田委員 ほんならここにあるわけですか。

桐林次長 考え方を変えたものをおつけしております……。

坂本会長 追加。どうぞ、事務局。

桐林次長 先ほど事務局の提案として御説明申し上げましたけども、集落内の取り扱いにつきましては、会見町委員さんの方からは、むしろ改良・新規についての負担は町ではしない。ただし、年間1本当たり600円の電気代なり電球の買いかえといいますが、そう

いうものについて継続するという形にするということも一案ではないかということをお伺いしておりまして、そういう御意見があるということですので御紹介させていただきます。御協議の内容に供させていただきますと思います。

坂本会長 梅原委員。

梅原委員 私はこれ残すべしということで当初から申し上げておりましたが、私、会見町、部会内部の方にもちょっと伺ってみました、考え方をね。今、事務局で申しましたように、維持費だけはやはり何としても出していただきたいと。そのほかのものについてはということでございますので、ぜひともこれは、今、事務局案もありましたが、集落の維持費、電気代あるいは電灯代ですか、そういったもの、わずかな額であろうと思いますが、それも合わせても、数十万になるとは思いますけど、ぜひともそういう案で改良・新規が額がカットになってでも、それを残していただきたいと私の御意見でございます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 提案なんですけども、これきょう3回目、それから提案のときを入れれば4回にわたってこの問題で協議しているわけですね。私は16年度において各町の例によると。内容については新町で協議するっちゅう形でこの協議会では終わるような形を提案をしたいというふうに思います。

なぜかっていいますと、そういうような今、梅原委員さんおっしゃったけども、非常に金額的には20万ぐらいだったと思いますけどね、それに加わって西伯町で435本ですか、これが加わりますから、せいぜい50万程度のものだと、金額的には。いうふうには思いますけれども、新しい町の中で協議をされるという形でこの協議会は閉じてはどうだろうかという提案をしたいと思います。これ何遍やっても、これは事実上4回目になりますから、この話が出るのが。こういった問題でこの協議会が右往左往しとるっちゅうことは余り望ましくないというふうに私は思いますので、そういう提案をしたい。

三鴨副会長 私もね、いいですか。

坂本会長 三鴨副会長。

三鴨副会長 わずかな額と言わずかなものかしらん。こういうものが積み重なって、大変な将来の合併後の財政に出てくるということを考える。あるいはもっと大きなことを合併後にやっていかな、そこに金を投資していかないけん。そういう財政の中で、私は基本的な、新しく立てるもんならともかく、維持管理、これはえらくっても地元が負担していくんだと、こういう合併時に私はきちんとしておかなければ、次に送っていくような事

をしておたってだめだと思う。私は新町だったからこそ、いや、巡回バスができただな、そこにこういった金をつぎ込んでいく、喜んでいくという世界にしていかなと、何のための合併なのかということが言えると思いますんで、わずかだからといっても確かにもらったにこしたことはないわけだけど、何を合併の目玉にそこに投資をしていくかっていうこと、こういう切り詰めたものをそこに投資していく。そして合併してよかったなという世界ではないかと私は思っていますので、このことについても、そういう大きな観点で建設事業もしっかりこの際やっていく、目玉に資金を投入していくという方に力を入れていただきたいという私は思いです。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 ちょっと今、三鴨町長さんからありましたけども、そういう観点からこの問題が2回、3回続く、そういうことになれば、新町においてちゅう形で調整をしていただく。三鴨町長がおっしゃるとおりだと思うんです。もっと大きなことが大事に議論すべきではないかな、課題としてあるんじゃないかなというふうに、小さいことじゃないと思いますけども、そういう意味合いで申し上げたつもりでございますので。

坂本会長 この消防の方針ということについてもありますね。ええですね。

この消防の取り扱い、防災事務の取り扱いについては、新町で調整をすると。16年度においては各町の例による。17年度以降は新町で調整するというところでまとめたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、第5号議案、消防・防災事務の取り扱いについてにつきましては、先ほど申しあげましたような……。

宇田川委員 ちょっと、今の防犯灯の件だけはそれで結構ですけども、今の消防の件につきましては、西伯町の方へ、会見町がその幹部会の要請をしておりますので、その日程がまだ決まっておられませんので、その日程が決まり次第、そういう報告を事務局の方にいたしますので、今日の議題としては一応ここまででとめていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

坂本会長 ただいま宇田川委員の方からございましたが、消防の報酬、費用弁償の件につきましては、西伯町消防との協議を経て報告をしたいということでございますので、そのように取り扱いをしたいと思います。

2番の防犯灯につきましては、先ほど申しあげましたように、16年度においては各町

の例により、17年度以降は新町で調整をするということに決定したいと思います。

以上で本日予定をしておりました協議事項につきましてはすべて終了いたしました。

日程に従いまして、6番、報告事項に移りたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、報告事項の第1号、まちづくり委員会での話し合いの概要についてについて御説明申し上げます。

前回、9月9日の協議会以降に開催いたしました各部会の開催概要でございますけども、そちらの表に記載したとおりでございます。9月10日に教育、建設水道、産業経済、それから9月9日に総務企画、それぞれ開催いたしております。

恒例となっておりますので、簡単にどういう内容があったか御紹介させていただきますと、総務企画の方では、新町のまちづくりの推進ということについて中心に話をさせていただきました。その中で、1つ、審議会等のメンバーについては、旧町地域別であるとか性別などの一定の枠を設けて構成することにはどうか。それからあわせて、こういう審議会というのは、議会の議員はなるべく出ないようにする構成にはどうかという御意見がございますので、ちょっと紹介させていただきます。

あと教育から順番に簡単に説明させていただきたいと思います。

前田主事 教育部会を担当してます前田です。

図書館ですとかスポーツの関係のお話を主にしてきました。意見としては、文化ホールみたいなものを設置してほしいという意見と、そういったものはなくてもいいので、現在の施設に優秀な人員を配置してほしいという意見がありました。あと、文化ホールのように対象年齢がある程度限定されるよりも、図書館のように子供からお年寄りまで利用できる施設に力を入れてほしいというふうな御意見もありました。以上です。

桐林次長 続きまして、建設水道。

奥山室長 建設水道の概要につきまして御報告いたします。

この報告事項の14ページに13名ということで書いておりますが、11名の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

建設水道部会の会議でございますが、今回は環境とか住宅政策につきまして話し合いがありました。協議会の方からは磯田委員にオブザーバー参加をいただいたものでございます。

まず、前回といたしますが、8月の会議で水資源を有効活用というようなことで、下水、

雨水のタンクを貯水というようなことをまちづくり計画にのせたらどうかということがありまして、これにつきましてはまちづくり計画にのせましょうというようなことで聞いておりますが、参考までにちょっと。

次に、本題でありますけども、防災対策の推進とか砂防、治山治水、安全対策の推進、多様な自然環境の保全とかゆとりある住まいづくりというようなテーマで話し合いがなされました。現在、会見町の方で朝鍋ダムの周辺整備ということで、これは平成16年度中、17年の3月の完成の予定のようではありますが、その周辺整備に約1億円の計画費が県から示されたということでありまして、桜の植樹とか親水護岸とかの計画されておるわけではありますが、周辺の桜については、緑水湖はソメイヨシノであり、朝鍋ダムについては山桜が似合うのではないかとというような意見がありました。

また、フラワーパークの周辺には高齢者といいますが、高齢者じゃないですけど、早期退職者向けの宅地分譲はどうかと。さらには花回廊のシャトルバスが走るとるわけでありまして、そういうものを生活路線に組みめないかというような意見もございました。

それから町営住宅につきましては、現在も西伯町の方が191、それから会見町の方が、これは10戸あるわけではありますが、西伯町の方は老朽化しておるというようなこともありまして、2分の1程度ぐらいが適正な戸数ではないかというような事務局からの意見もありまして、それによつては住民の減少につながらないかというような議論もあったわけではありますが、非常に老朽化をしておるといふ、修繕が不可能というようなこともありまして、用途廃止が約2分の1程度ということでございました。

それから住宅基本計画といいますが、マスタープランでありますけども、これについては新町で計画をするというようなところでありますけども、一般の民家といいますが、農家でありますけども、かどが広いわけでありまして、そういうところの民家の活用、空き家の活用をする。解体を含めた活用をする。それからかどが広いので、そこにでも先ほどの早期退職者でも呼び込んで、そこにひとり暮らしの人がおられましたら、庭にでも住宅建設すれば隣同士になって福祉政策につながるんじゃないかというような意見も出ました。

それから災害時でありますけども、情報の提供ということで、例えば清水川経由の道路が通れない場合はまた広域農道をとかそういうような情報提供といいますが、迂回路の表示というようなことも必要ではないかというような意見が出たところでございます。

また道の駅とか企業誘致、研究施設とか福祉的な企業誘致というようなことを、会見第二小学校の有効活用をしてほしいというような意見も出ました。

それから循環バスを必ずしていただきたいというような意見も出まして、非常に和やかな中でいろんな意見が出ましてよかったというふうに感じておるところです。以上でございます。

桐林次長 次に、産業経済。

米原室長補佐 産業経済部会ですけども、参加人数の方が3人という極めて少ない人数でしたが、実は中止も考えましたけど、せっかくとのがありまして、会議を進めました。

中身としては、農業ではやっぱり生きていくのがつらいという現状の報告や、それからやはり観光をですね、緑水湖畔、それから朝鍋ダム周辺の観光等を考えていかなければということですね。それから自然を大切にしまちづくりをしていきたいということ、それから地域ですね、大切にしまちづくりをしていかなければならないじゃないかという意見や、それから今、住んでいる人、この人たちがここに住み続けたいと思える町、それから若い人が住みたいと思える町、やっぱりこれを考えていかないと、向こうから人を招くことばかり考えてもいけないのではないのでしょうかというような意見も出ました。以上終わります。

桐林次長 多少長くなったところもありますけども、この意見につきましては、次回の協議会のときにいわゆるダイジェスト方式でまとめましたものをお配りいたしたいというふうに考えております。

また、本当に意見のところだけで出しても、せっかくの生の議論ですが、お読みになれる方がわかりにくいというふうなことがあるかと思しますので、余りはしよらない部分の要約等もしお配りできたら、もともと生のお声を配るということにしておりましたので、それに近いものができればということで、あわせて参考にさせていただければということで、これちょっと事務的にも確約できませんけど、できる限りで対応させていただけたらというふうに考えております。以上でございます。

坂本会長 まちづくり委員会での話し合いの概要について御意見や御質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので次に移りたいと思います。

報告事項第2号、新町の名称の候補に関する参考事項について。

事務局。

桐林次長 報告事項の第2号でございます。新町の名称の候補に関する参考事項につい

てということで、新町の名称の第2次候補に関して、事務局に寄せられた意見は以下のとおりであるということで、本日までに事務局の方にお寄せいただいたものを取りまとめて御報告させていただくこととしております。

ちょっと長くなりますけども読ませていただきたいと思います。

まず、1つ目でございますけども、合併新町名に19の候補名を伺いました。小生は昭和4年生まれです。新町名は南部町になったらよいなあと思っています。小生たちは小学校5、6年生から法勝寺高等小学校時代には上長田、東長田、法勝寺、大国、天津、手間、賀野の7カ村を総称して南部7カ村といい、学校行事の共同開催が盛んに催されました。小生たち年配者には、南部の名称には格別の思い入れがあります。現在でも公的機関でも南部の表示が用いられています。事務局におかれてもぜひ町名を南部町となるよう御努力いただければ幸甚です。

この南部町というのは、実際お寄せいただきましたこれ書簡でございますけども、振り仮名で読み方も「なんぶちょう」というふうにとということでございましたので、念のため書いたものでございます。

それから次の方でございますけども、候補番号の3番で漢字で「会西町」というのがあるんですけども、これは逆の方が言いやすいのではというメモがあったファクスでございます。西会町ということがいいということだと思います。そういう意見でございました。

それから次ですけども、これは合併協議会のホームページの方に寄せられたものでございまして、電子メールで、件名が「なんで!!」というものでございますけども、候補を見るとかなり会見町寄りの町名が多いと感じます。西伯町と会見町が合併してできる町なのですから、どちらかに偏っている町名はどうかと思います。町民一人一人がそれぞれの願いを込めた町名の中から候補を絞っていつているのなら、もっと町民の気持ちを考えて慎重にやってほしいと思いますというものでございます。

最後になりましたけども、先ほどと全く逆の趣旨でございまして、歴史の上からも会見(あいみ)名は、ぜひ残していただきますようお願いいたします。字面だけの意味のない名はよくないと思います。「会見郷」「会見」「あいみ」の中で検討をお願いいたしますというものでございます。以上でございます。

坂本会長 次はええの。

桐林次長 あ、これは失礼しました。

以下はこれまでに報告させていただいておるものを引き続き参考に掲載させていただい

たものでございますので、ここでの紹介は省略させていただきます。

坂本会長 いかがでございましょうか。

塚田委員 ちょっと1ついいですか。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 いろいろな意見言われているわけですが、寄せられた意見というのはどこかで参考にされるわけ。それとも例えば、南部町というのがあったわけですが、南部町が1つカウントをとって上がってしまうとか、そういうことになるわけ。それともあくまでも本当にもう参考のみということでしょうか。

坂本会長 事務局。

奥山室長 事務局の方で考えておりますのは、やはりそれぞれの個人の思いがございしますので、寄せられたからといってそれで加点というようなことにはならないと。あくまでも皆さんが検討いただき、最終的に検討いただく際のそういう声があったからというようなことを参考にさせていただくという位置づけにさせていただきたいと思うものでございます。

坂本会長 よろしいですか。

塚田委員 はい、わかりました。

坂本会長 今、ホームページもやっておりますけれど、いろいろな声もあると思いますが、最後は我々で決めるという、逃げ道がないということでよろしくをお願いします。

そういたしますと、特にないようでございますので、報告事項第2号は終わりました、報告事項第3号、住民アンケートの実施についてをお願いします。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。20ページをごらんいただきたいと思います。

住民アンケートの実施につきまして、新町名候補への意見及び合併後の新町のあるべき姿について、両町住民を対象とする住民アンケートを別紙の報告事項のとおり実施いたしましたので、報告をするものでございます。

これにつきましては、9月の18日から26日までの間で、18歳以上の男女、両町500人ずつ、合わせて1,000人の対象に実施したところでございます。

委員の皆様にはアンケートの発送と同時にそれぞれ同じものをお配りしたわけございまして、その内容につきましては、協議会等で御意見のあったものを調整いたしまして、アンケートを実施したところでございます。内容につきましては省略させていただきたいと思います。

現在、回答が出ているものが午前中で497通となっていて、非常にたくさんの回答がありまして喜んでおるところでございます。今後内容を集計いたしまして、また皆様方にお知らせをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

坂本会長 アンケート、今日までということで実施をしております。

奥山室長 26日までです。

奥山室長 回答期限は26日ということでしておりますけども、来た分については受けつけます。

坂本会長 26日だったかいな。

奥山室長 はい。

坂本会長 ごめんなさい。失礼しました。

何か御意見ございませんか。聞いてみたいこと。これ全部手で集計。

奥山室長 集計は今、回答内容をパソコンに打ち込みまして、それでクロス集計といたしまして、どっちの町で何を答えた方が何名というふうな、数字が簡単に出せるように、ちょっと今入力しておるようです。

坂本会長 特にありませんか。(「はい」と呼ぶ者あり)

岡田委員。

岡田委員 報告事項で1つ加えていただきたいことがありますけどもよろしいでしょうか。

坂本会長 どうぞ。

岡田委員 実は、会見町選出の民間委員に対して、3名ほどです。きのう付で児童クラブの方から要請がございました。これは10回会議ですか、の提案事項になっておった児童福祉に関する児童クラブの対象学年の問題でございまして、会見町の場合、およそ国が示しておる基準より1学年高い小学4年生までを対象に扱っておるし、それから西伯町さんの場合は3年生まで。これに対してぜひひとつ4学年までを対象にしてほしいという、これは全町から見れば極めて少数意見でございますけれども、何せ住民の要望でございますから聞き入れないわけにもまいりませんししましたもので、内容を十分読みましたところ、今までいろんな要望を聞いておりますが、これだけこう迫ってくるような文面はなかったものでございまして、何とかこの会、もう既に決定をされた事項でありますけれども、お話をしておかないけんだないかなという気で今御報告するわけですが、その4年生まで

を入れてほしいという理由の中に、1つは、2年ほど前に町側と話し合いを持たせてもらったときの1つは結果であるということと、もう1つは、会見町の置かれておる地域的な特殊事情、つまり、小学校が終わってもすぐ近くに子供が居場所を求めるような図書館も公民館もありませんので、それでそこで10分ほど歩いた環境改善センターまで行って、そこで指導員さんのもとの夕方まで生活をすると、そういうような状況であるので、もしそういう施設が実現するならば話は別ですけども、そうでなければ、ぜひひとつ1年延長を認めてほしいということでございました。何せこの会議は極めて権威のある会議でございますので、一遍決まったことはなかなか変えていただくというわけにはならないということは承知をしておるものですが、一応報告にとどめさせていただいて、あとはひとつ委員の皆さん方の御賢察をいただくということより方法がないじゃないかなと思っています。

ただ、いや、既定方針どおりだということであれば、それなりに私どもも帰って説明責任を果たさなければなりませんので、その場合どうやって納得させるかなというようなことをちょっと今思案しておるところでございます。

以上、申し上げておきます。

坂本会長 何かありますか。

会見町のこの3名の委員さん方に来たわけですか。

岡田委員 ええ。議員さん方にはどうも出してないようです。

岡田委員 民間の代表というような気持ちで文書を出されたのじゃないかと思えますけどもね。

坂本会長 多分、住民の皆さんは知られんけん何も言われただけであって、こういう協議の内容がつまびらかになれば利害関係がとにかく出てきてもうどんどん……。

岡田委員 いや、当事者は……。はいはい。

坂本会長 だけんこれらは相当関心を持っておられるけん言ってこられたと思いますけど、やっぱりそこで一つわて前に返って吟味し直しちょっとこれは協議会の意味がありませんし、まあわからんこともないですけど、今回のこのもんについては一応そういうことがあったということをお報告いただいたということで、会長がちょっとここへ入れておきます。そういう扱いにさせてやってください。

岡田委員 はい。

坂本会長 そういたしますと、日程に従いまして7番、今後の協議会の開催日程についてを。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。2ページをお開き願いたいと思います。

今後の協議会の開催日程ということでございますが、第13回会議は、10月9日木曜日、13時30分から17時ということで、前回お知らせしたのは会見町役場ということでございましたが、とっとり花回廊のフラワードームの下にあります研修室をお借りすることができましたので、そちらの方に変更をさせていただきたいというふうに思っております。

14回会議につきましては、10月の28日火曜日、時間は同じでございます、この場所を予定をしております。

一応13回会議の承認といえますか、いただければ、内容等につきましては桐林次長の方から説明をさせて、傍聴等のことがございますので、説明をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをします。

坂本会長 桐林君。

桐林次長 では、会議の開催に当たりまして、その一番の懸念事項でございます傍聴のことについて御説明申し上げたいと思います。

きょう別紙でお手元の方に配っておりますけれども、西伯町・会見町合併協議会第13回会議傍聴証というものをお手元にお配りしております。この会場に入ることについては、園の方から快く承諾をいただいております、入っていただいて構わんと、傍聴の方入っていただいて構わんということではございますけれども、何分もともとが有料の施設でございます、そういうことを考慮いたしますと、園自体への入園については多少なりとも利用させていただく方で考慮しなければいけないんじゃないかと、また会場の広さの限界もございますので、ある程度セーブしなければいけないということがございます。したがって、事前に会議の傍聴証というものをお渡しした人に限って、園自体にも無料で入っていただけるということとなりますけれども、そういう形で傍聴していただくことを考えております。

この傍聴証はあらかじめ施設の方でこういう形で結構ですということを了承いただいておりますので、あと両町の方にお渡しする方法なんですけれども、ちょっと文書とかでやり取りしていると、言いましたように10月9日のことですので間に合わなくなりますので、防災行政無線で御連絡いたしまして、大変お手数なんです、事前に西伯町の方は西伯町の企画の方に、それから会見町の方は私ども合併協議会の事務局の方にお申し出をいただ

きたいというふうに考えておりました、人数につきましては15名ずつを想定しております。ただし、会場の方は限界があるとは言いましてももう少し入れそうでございますので、年会員とかになっていらっしゃる方は、特にそのときにお金を払わなくても入れるということがございますので、そういう方の傍聴を拒むものではないという考え方で傍聴をいただきたいというふうに思っております。

あらかじめ裏面の方にも会議傍聴規程と記載しておりました、念のためではございますけれども、会議の進行に邪魔にならないような形で傍聴していただくということを御確認いただくような形で、この傍聴証をお配りしたいと思っております。以上でございます。

坂本会長 この件について何か。

福田委員。

福田委員 まず1つは、委員はどげして何かほかの格好で入るですか。

桐林次長 委員の方につきましては、特にこれも必要ないということでございますが、また後ほどちょっとこの絡みで御説明いたしますけれども、できます限り一度に乗り合いというような形で移動していただくのがよろしいかなということを考えております。

申しましたのが、ほかにも関係職員等が当然入ってこなきゃいけないわけでございますけれども、そういう者は身分証明書を入り口で提示すればいいよと、あるいは委員さんでちょっと時間の都合があっておくられて来られるという場合も、入り口でそのことを言っただけで通れるということになっております。

福田委員 口頭でええということですね。

桐林次長 はい。

福田委員 わかりました。

坂本会長 そうしますと、13回会議は10月9日に花回廊の方で行うということ、14回会議は10月28日、西伯町役場で行うということで、御確認いただきたいと思えます。

その他、8番、事務局からお願いします。

はい。

奥山室長 事務局の方から御説明させていただきます。

8番のその他で、視察の受け入れということで、広島県と北海道の方からそれぞれ10月に視察の来町がございます。広島県の沼隈町議会は、議員の方が7名でございます、これは時間が2時から4時でございます。1時30分と書いてありますが、2時から4時

まででございます、西伯町の病院横の健康管理センターです。坂本町長と西伯町の方で対応をと考えておりまして、坂本町長、それから塚田副議長、それから社会福祉の協議会、それから推進室の方で対応を考えておるところでございます。それから北海道の羽幌町議会ではありますが、これは議長ほか9名の方が来町をされます。これは会見町役場の会議室の方で予定をしておるところでございます。

それから次に、会議等の案内ということでございますが、それぞれ事前に皆様方に資料を、案内を配付しておりますが、まず1点目の自立フォーラムということで、「地域の自立への挑戦」ということで、パネルディスカッションが行われます。コーディネーターが片山知事でございます、パネラーに全国の市長さん、それから坂本町長が出られます。10月の11日、土曜日ではありますが、午後2時から5時までということで、鳥取市のホテルニューオータニの方で開催されます。一応出席されます方は、事務局まで一報いただければというふうに思っておるところでございます。本日が応募の期限ということになっておるところでございます。

それから次に、岸本町・溝口町の合併協議会主催の「合併まちづくりシンポジウム」が10月の16日木曜日、夕方6時30分から9時まで岸本町役場の隣の岸本町農村環境改善センターで開催されます。講演があるというようになっておるところでございます、これにつきましては近くでもありますので、それぞれ御参加いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

坂本会長 一連の報告で何かお尋ねになりたいことがありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、予定をしておりました案件についてはすべて御協議いただきましたので、以上で閉会にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、閉会のあいさつを三鴨副会長さんの方でいただきたいと思えます。

三鴨副会長 どうもきょうはお忙しいのにありがとうございました。

坂本町長、初めのあいさつにもありましたように、会見町、今、住民投票に向かって動きが出そうだということでございますが、いろんな面で皆さん方に混乱しておりますこと、御迷惑かけておりますこと、御心配かけておりますこと、申しわけないと思っておりますけど

も、私どもも執行部も、それから議会の方も、一丸となってこの2町に向かっておりますので、そこら辺は信頼をしていただきたいなと思っておるところであります。

今後この合併、詰めていく段階の中で、きょうもありましたように、限られた財源でありますんで、相当思い切った見直しをしながら、これはという町の必要な事業に向かっての財源をつくっていくような、そういった部分での考え方を持って取り組む必要もあるではないかなというぐあいに強く私は感じたところであります。大変こう詰まってきましたと相当厳しく議論をする場面も出てこようかと思えますけど、大いに議論をすべきだと思いますし、ある程度のところで調整を図って、気持ちのいい合併に向かっていくことができたというぐあいに考えてます。

えらい今日は慎重な御審議ありがとうございました。皆さんもありがとうございました。

坂本会長 では以上で閉会します。

(閉会 16時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員